

対象者を**拡大**しました

奨学金の返還を支援します！

申請期限

令和9年1月4日（月）から2月26日（金）まで！

対象者 & 補助額

- 01 奨学金を返還してから一度も利根町から転出していない方
- 02 大学等を卒業し、在学期間中に奨学金等の貸与を受け、返済している者
- 03 公務員（国家・地方）でない者や独立行政法人に雇用されていない者
- 04 以下のいずれかに該当するもの
 - ・ 常時雇用者
 - ・ 個人で農業や事業を営むものまたは、その事業専従者
 - ・ 常時雇用者ではないが、求職活動を行っている者（新卒者に限る）
- 05 町税等の滞納がない者

対象者になるかお気軽に
お問い合わせください！



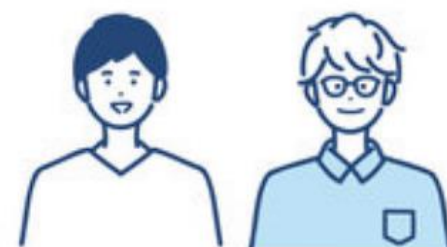
パターン① 新規卒業者 & 継続申請者

年額上限 **20万円** 最大10年間で**200万円**

● 補助金の交付申請をする年度内に奨学金等の返還を開始する方または、在学中に奨学金等の返還を開始した方（新卒者）

● 前年度に補助金の交付決定を受けた方（継続者）

昨年度から
対象に！



パターン② 32歳未満でパターン①以外の方

年額上限 **10万円** ※32歳になる年度まで

● 奨学金の返済を行っており、補助金の申請をする年度の4月1日時点で32歳未満の方（既卒者など）

● 一度、補助金の交付決定を受けたことがあるが、次年度対象外になり、また対象になった方など

対象の奨学金

- ・ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金（第1種、第2種）
- ・ 茨城県小学資金貸与条例に規定する奨学資金
- ・ 寡婦福祉法に規定する福祉資金貸付金（修学資金に限る）

利根町役場 政策企画課 地域振興係

☎ 0297-68-2211

✉ chiiki@town.tone.lg.jp

奨学金返還支援 応募かんたんチャート

当てはまるときは、**はい** →

当てはまらないときは、**いいえ** → にお進みください



現在、奨学金※1の返済を行っている



32歳未満である
(令和8年4月1日現在)



利根町から転出していない
(返還を始めてから)



就職先が公務員※2以外である
または
個人で事業や農業を営んでいる



就職活動を行っている
(新卒者に限る)



令和8年3月に大学を卒業した



パターン2に
該当する可能性あり
(年間最大10万円支援!)

パターン1に
該当する可能性あり
(年間最大20万円支援!)

パターン2に
該当する可能性あり
(年間最大10万円支援!)



※1 おもて面の「対象の奨学金」を参照してください

※2 国家公務員、地方公務員、独立行政法人職員の方（会計年度任用職員を含みます）

※その他詳細な要件については政策企画課（0297-68-2211）まで
お気軽にお問い合わせください！